

農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第115号
19経第1314号
平成19年12月4日

改正 警察庁丁暴発第204号
23経第8,63号
平成23年9月13日

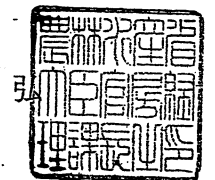
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康



農林水産省大臣官房経理課長

山 下 容



農林水産省が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と農林水産省は、都道府県警察と農林水産省の部局（発注工事等のある部局をいう。以下同じ。）の間において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 発注工事等からの排除対象の明確化及び排除手続の策定

(1) 排除対象の明確化

農林水産省においては、「「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保等について」の運用について」（平成5年6月25日付け5経第950号大臣官房経理課長通知）別紙2の指名基準の運用において、「警察当局から、〇〇長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適當であ

ると認められる」業者については、指名しないことを定めているが、以下のとおり解釈を示し、排除対象を明確にする。

ア 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの

「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの」とは、「建設工事等契約事務取扱要領標準例の制定について」（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）第6条に規定する「有資格者」であって、別紙第1に定めるものをいう。

イ 当該状態が継続している場合

「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとする。

(2) 有資格者からの排除手続の策定

ア 農林水産省の部局の契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する「契約担当官等」をいう。以下同じ。）は、有資格者について、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの（以下「暴力団関係業者」という。）と疑われるときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、当該契約担当官等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会できるものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会を受けたときは、当該有資格者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、契約担当官等に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

ウ 前記アによる照会以外で、暴力団対策主管課長において、有資格者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合は、農林水産省大臣官房経理課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知することができるものとする。

エ 暴力団対策主管課長は、前記イにより暴力団関係業者に該当する旨を回答すること又は前記ウにより通報することをもって発注工事等からの排除要請とする。

オ 暴力団対策主管課長は、前記エの排除要請を行ったものについて、その後の事情変更により排除要請をする必要がなくなったときは、契約担当官等に対し、排除要請の取消の通知を文書により行うものとする。

また、契約担当官等は、排除要請があったものの排除の継続又は取消について、暴力団

対策主管課長に対し、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに文書（別記様式第4号）により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

カ 契約担当官等は、前記エによる排除要請を受けたとき又は前記オによる排除要請の取消の通知を受けたときは、速やかに部局長（大臣官房にあっては、経理課長とする。以下「部局長」という。）に報告するものとする。当該報告を受けた部局長は、前記エによる排除要請を踏まえ、発注工事等からの指名を行わないこととし

た場合又は前記オによる通知を踏まえ、発注工事等からの指名を行わないこととした取扱いを取り止める場合には、それぞれ、その旨を対象となる有資格者に対して文書（別記様式第5号又は第6号）により通知するとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知。以下「情報等公表通知」という。）記の1の(2)に規定する「競争参加資格等に関する事項」に該当するものとして、対象となる有資格者名等の公表（別記様式第7号）を行うものとする。

また、部局長は、別記様式第5号又は第6号の通知及び別記様式第7号の公表を行った場合は、速やかにその旨を契約担当官等に通知するものとする。

なお、発注工事等において、指名を行わない取扱いをしている有資格者の下請等の禁止については、有資格者が指名停止措置を受けた場合と同様に取り扱うものとする。

キ 前記カにより部局長が指名排除を行った場合、契約担当官等は、当該有資格者について、前記カによる指名排除の取消が行われるまでの間、指名停止措置と同等の取扱いをすることにより、契約担当官等の発注工事等から排除するものとする。

(3) 発注工事等の契約からの排除手続の策定

ア 契約条項の定め

契約担当官等は、発注工事等の契約を締結する場合、暴力団関係業者の排除を徹底するため、暴力団関係業者の排除条項を付している「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林事務次官依命通知）の別紙に規定する契約書（以下「工事請負契約書」という。）及び「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成8年2月23日付け8経第263号農林事務次官依命通知）の別紙に規定する契約書（以下「業務請負契約書」という。）を使用するものとする。ただし、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合には、この限りではない。

イ 誓約事項の定め

(ア) 契約担当官等は、入札等（見積り合わせを含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札者等」という。）が心得ておくべき事項を明示した資料（以下「入札心得等」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙第2のとおり。）を示すとともに、入札者等が入札書等（見積書を含む。以下同じ。）の提出をもって誓約事項に同意したものとする旨を明らかにするものとする。この際、契約担当官等は、入札者等に対し、入札書等の提出に当たって入札心得等を承諾している旨を契約担当官等に提出する入札書等に記載させる措置をとるものとする。なお、入札心得等の定めのない契約担当官等においては、入札等に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」（別紙第3のとおり。）を提出させるものとする。

(イ) 契約担当官等は、前記(ア)で定めた「暴力団排除に関する誓約書」の提出を拒否する者があるときは、その者を入札等に参加させないものとする。

ウ 入札等の無効の措置

(ア) 契約担当官等は、入札者等が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該入札書等を無効とするものとする。

(イ) 契約担当官等は、前記(ア)の措置を講ずることを入札心得等により明らかにしなければならない。ただし、入札心得等の定めのない場合は、適宜の方法によりその旨を明らかにするものとする。

エ 照会及び通知の手続

入札者等、落札者、既に契約を締結した相手方、再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負を対象とする。）及び再請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）になろうとする者又は再請負人等について、暴力団関係業者と疑われるときの照会手続及び暴力団関係業者である旨の通知手続については、前記(2)アからエまで準用するものとする。

オ 契約解除

契約担当官等は、工事請負契約書及び業務請負契約書に規定する暴力団関係業者の排除条項に基づく契約解除事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

カ 契約解除後の措置

契約担当官等は、契約を解除した相手方のうち有資格者については、以後、発注工事等からの指名を行わないこととし、その手続にあつては、前記(2)オ及びカを準用するものとする。

2 暴力団員等による不当介入の通報報告制度の導入

(1) 不当介入を受けた場合における受注者の措置義務について

発注工事等において受注者が暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該受注者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び警察への通報等の内容を具備した適宜の書式により発注者への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるため、現場説明書の説明事項に次の内容を追加するものとする。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 契約担当官等が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又

は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 不当介入の通報等を受けた場合の取扱いについて

不当介入に係る通報を受けた都道府県警察は、その内容に応じて、受注者に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団対策法に基づく行政命令の発出及び受注者、部局職員等の関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(3) 受注者が警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

ア 暴力団対策主管課長は、受注者が発注工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、契約担当官等に対し、速やかに文書（別記様式第8号）により通報するものとする。

イ 契約担当官等は、前記アの通報を受けた場合は、その事実の内容について確認の上、速やかに下記(4)による措置を講ずるとともに、暴力団対策主管課長に対して措置結果を文書（別記様式第9号）により回答するものとする。

(4) 実効性を確保するための措置について

契約担当官等は、前記(3)の確認の結果、警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合、速やかに部局長に報告するものとする。当該報告を受けた部局長は、以下の所要の措置を講ずるものとする。

ア 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通達。以下「措置要領」という。）の別表第2第15号に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち、「工事請負契約指名停止等措置要領模範例の取扱いについて」（平成3年5月28日付け3経第911号大臣官房経理課長通知）記の7の(7)のイに規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」に該当するものとして指名停止を行うものとする。

この場合、指名停止期間については、措置要領第3第3項「情状酌量すべき特別の事由がある」ものとして、原則として2週間とする。

なお、著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず、指名停止を行わない場合は、措置要領第10に基づき、書面による注意の喚起（以下「文書注意」